

土浦第二小学校の通学路（下高津一丁目交差点）
における交通安全対策に関する陳情書

趣旨

土浦第二小学校の通学路は、下高津一丁目・二丁目などから南下する方向の場合、一般県道 123 号土浦坂東線（以下県道）を横断します。その横断箇所が下高津一丁目交差点になります。

この下高津一丁目交差点は県道と市道下高津一丁目 13 号が交差していますが、どちらも歩道がありません。そのため、交差点には信号を待機するためのスペースである歩行者だまりが無く、ガードレールなどの防護施設也没有。このような危険な交差点で通学中の児童は信号待機しなくてははいけません。危険運転や無謀運転により、いつ人身事故が起きてもおかしくない危険な状況です。

また、歩行者だまりも歩行者を防護する施設も無い当該交差点の現状は、警察庁が制定した「信号機設置の指針」にある 5 つの必要条件の内

「イ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、歩行者の横断がない場所については、この限りではない。」

に該当しません。「信号機設置の指針」に適していないということは、指針の根拠法である道路交通法第 4 条にも適していないということになります。

交差点の危険性と信号機設置の適法でない状況について解消すべく、下高津一丁目交差点の早急かつ適切な交通安全対策をお願いいたします。

陳情事項

1. 下高津一丁目交差点の改良を検討

（交差点部分を拡幅する。歩行者だまりと防護施設を設置する。角地の見通し及び駐車場出入口について対策を実施する。）

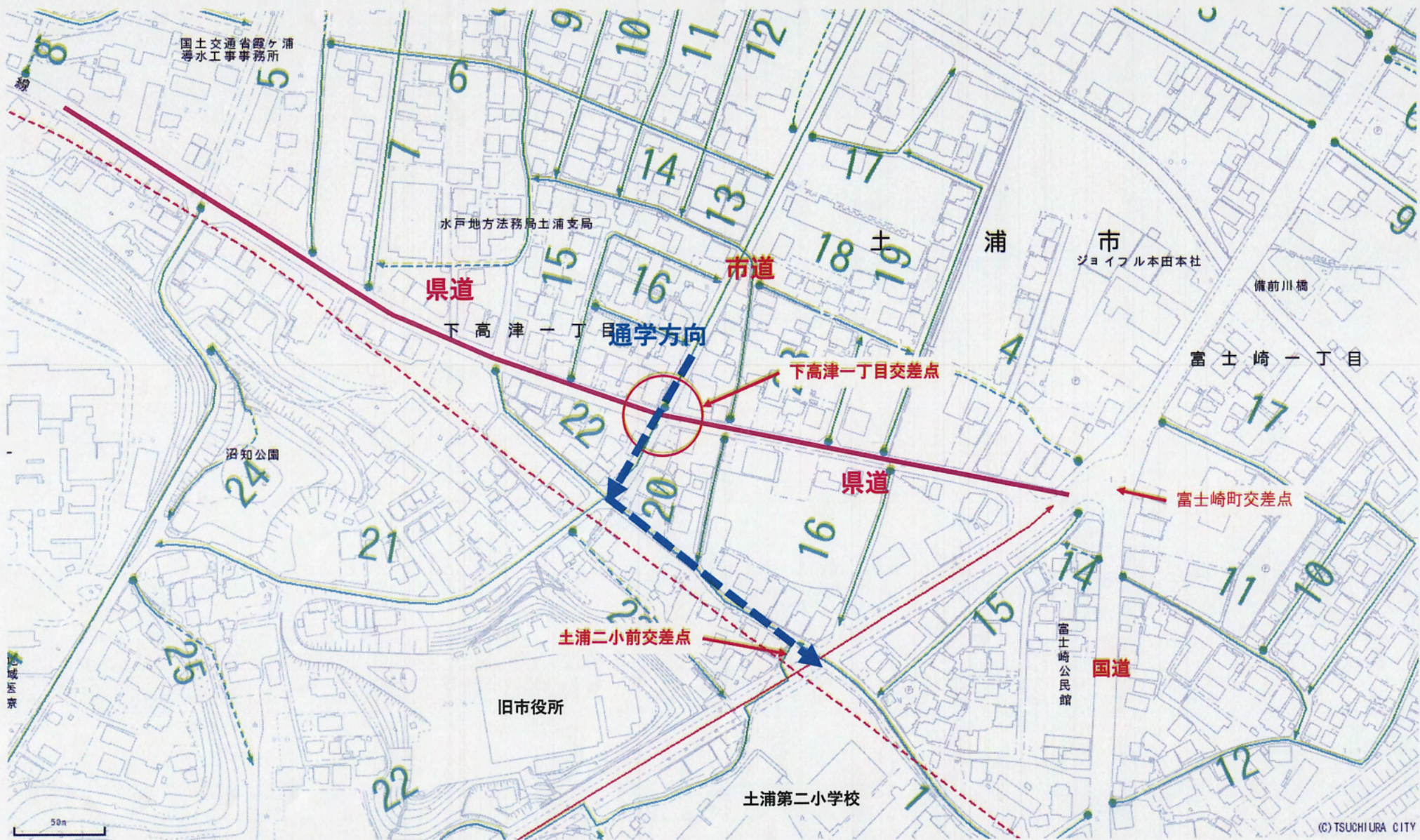
令和 6 年 2 月 28 日

陳情者

住所：茨城県土浦市

氏名：

土浦市議会議長 島岡 宏明 殿



国土交通省霞ヶ浦
導水工事事務所

水戸地方事務局土浦支局

市
ジョイフル本田本社

備前川橋

県道

市道

下高津一丁目 通学方向

下高津一丁目交差点

富士崎一丁目

沼知公園

県道

富士崎町交差点

土浦二小前交差点

富士崎公民館

国道

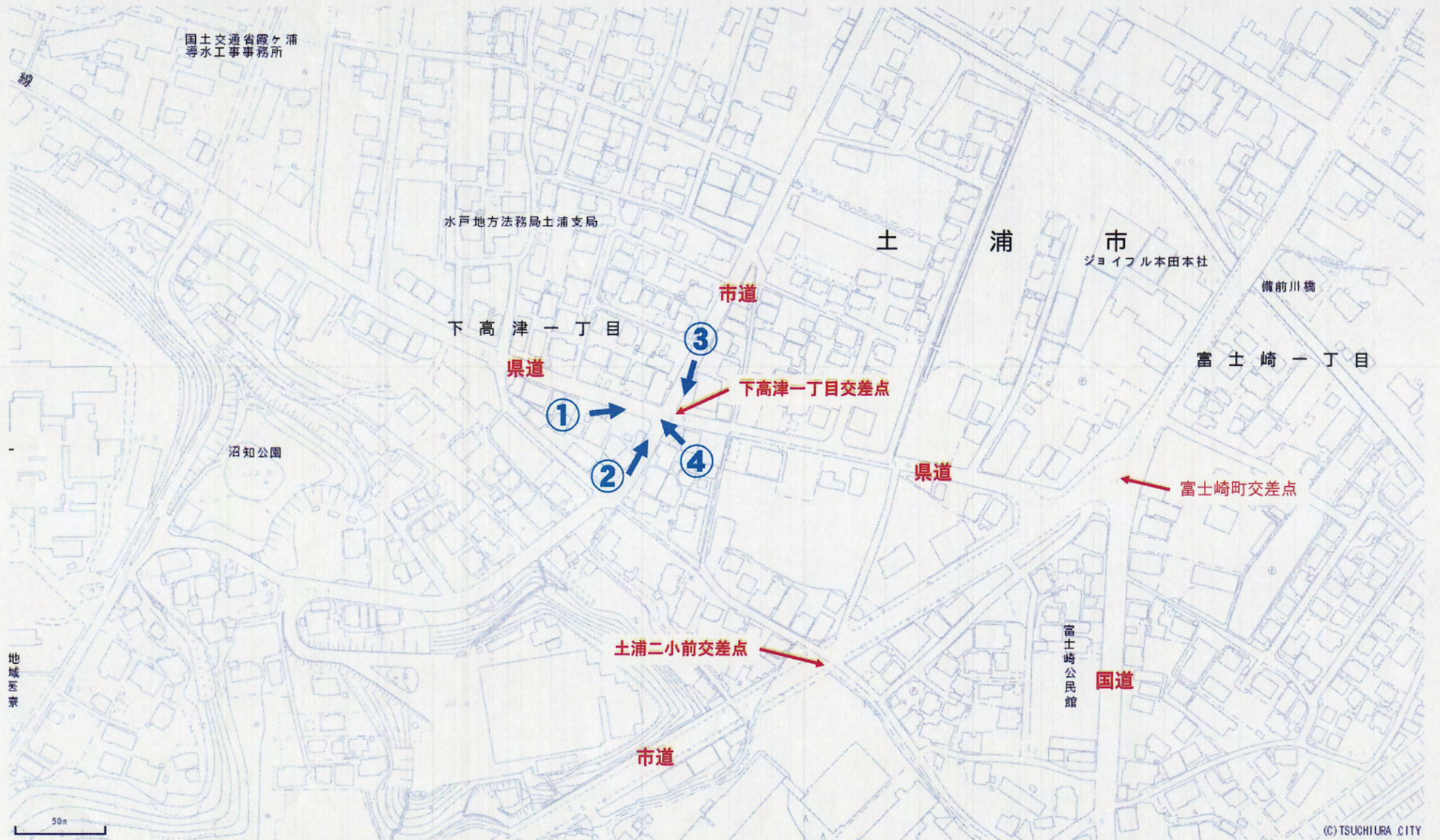
旧市役所

土浦第二小学校

50m

(C) TSUCHIURA CITY

現地写真撮影位置





①

下高津一丁目交差点
歩行者だまりがない
ため、通学児童の信
号機待機は民地の駐
車場内で行われてい
る。また、その駐車
場が全面開放のた
め、駐車場に進入す
る車両と児童が接触
する危険性がある。

.....
.....
.....
.....



②

下高津一丁目交差点
交差する県道にも市
道にも歩道が無い。
歩行者用信号機は、
県道横断方向のみ
に設置されている。

.....
.....
.....
.....
.....

土浦市, 茨城県

Google ストリートビュー

7月 2022

他の日付を見る



撮影日: 7月 2022 © 2024 Google



土浦市, 茨城県

Google ストリートビュー

7月 2022

他の日付を見る



撮影日: 7月 2022 © 2024 Google



土浦第二小学校の通学路（二小前交差点と市道）
における交通安全対策に関する陳情書

趣旨

土浦第二小学校（以下二小）は、I-24号線（都市計画道路大和高津線）沿いであり、周辺には国道125号線（以下国道）や一般県道123号土浦坂東線（以下県道）といった幹線道路があります。

実状として、二小の周辺は国道や県道などへの抜け道が多くあり、狭隘な道路を車両が進入し走行する危険な状況の中で徒歩通学が行われています。危険運転や無謀運転により、いつ人身事故が起きてもおかしくない危険な状況です。

二小の通学路の危険個所に、土浦二小前交差点を挟んだ富士崎二丁目1号線および下高津一丁目22号線があります。この市道は相互通行が困難なほど狭隘ですが、県道への抜け道として利用する車両が頻繁に通行しています。

令和元年度の土浦市内通学路点検において、土浦二小前交差点について「道幅が狭く、歩くスペースが狭い。登校時は交通規制により車両進入禁止となっているが、下校時は車両が通行するため危険。」

と状況を指摘されていますが、市の道路課からの対策内容は

「道路の拡幅（道路の境界線上に家が建っているため、拡幅は困難。現状維持。）」

となっており、何も対策がなされていないのが実態です。（対策未完了箇所にも挙げられていません。）

この危険個所について、令和4年6月13日の市議会第2回定例会で教育部長が答弁されていますが、1年以上たっても何の進展も見えていません。（この件については点検で対策内容を返した道路課も答弁すべきだと思います。）

また、この市道はI-19号線（都市計画道路穴塚大岩田線）の整備が予定されている路線ですが、拡幅するだけが安全対策でないことを市の道路関係者もわかっているはずですが、何年、何十年かかるかわからない都市計画道路の整備に固執せず、市道は住民、特に児童や高齢者が安心して歩行できる生活道路としての役割をまず果たすべきです。

二小の通学路危険個所については、20年近く、もしかしたらそれ以上放置されているのではないのでしょうか？長年にわたり交通安全対策がなされていないのが現状のようであり、児童の安全のために早急かつ適切な安全対策をお願いいたします。

陳情事項

1. 土浦二小前交差点を挟んだ富士崎二丁目1号線および下高津一丁目22号線での交通安全対策整備の検討

（ハンプやシケイン、ライジングボラードなどの物理的デバイス^{*}を設置する。歩行スペースをもっと広くする。消えかかっている道路標示を修繕する。）

※参考…生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」のパンフレット

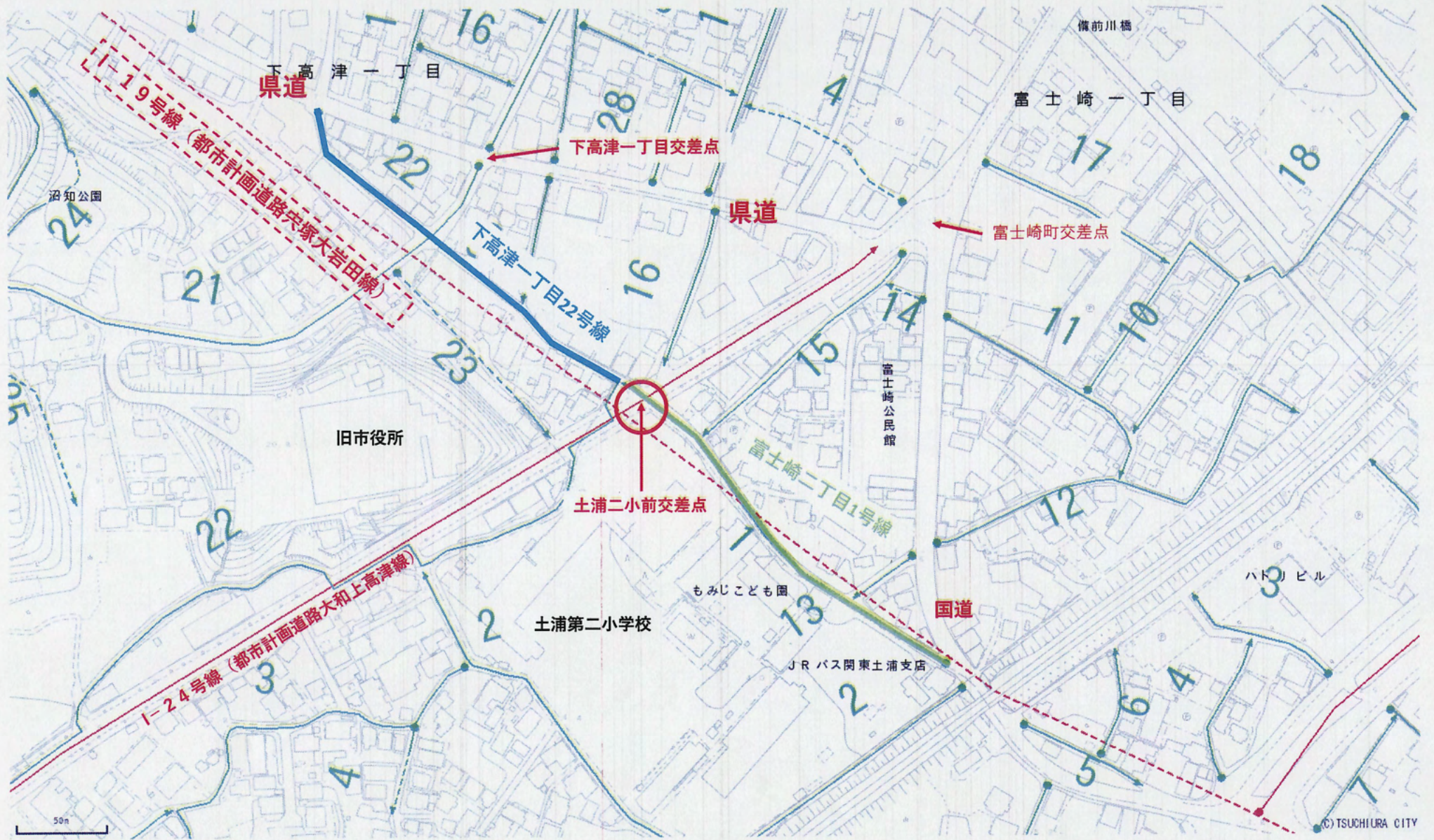
令和6年2月28日

陳情者

住所：茨城県土浦市

氏名：

土浦市議会議長 島岡 宏明 殿



県道

下高津一丁目

下高津一丁目交差点

県道

富士崎一丁目

富士崎町交差点

旧市役所

土浦二小前交差点

土浦第二小学校

もみじこども園

富士崎公民館

国道

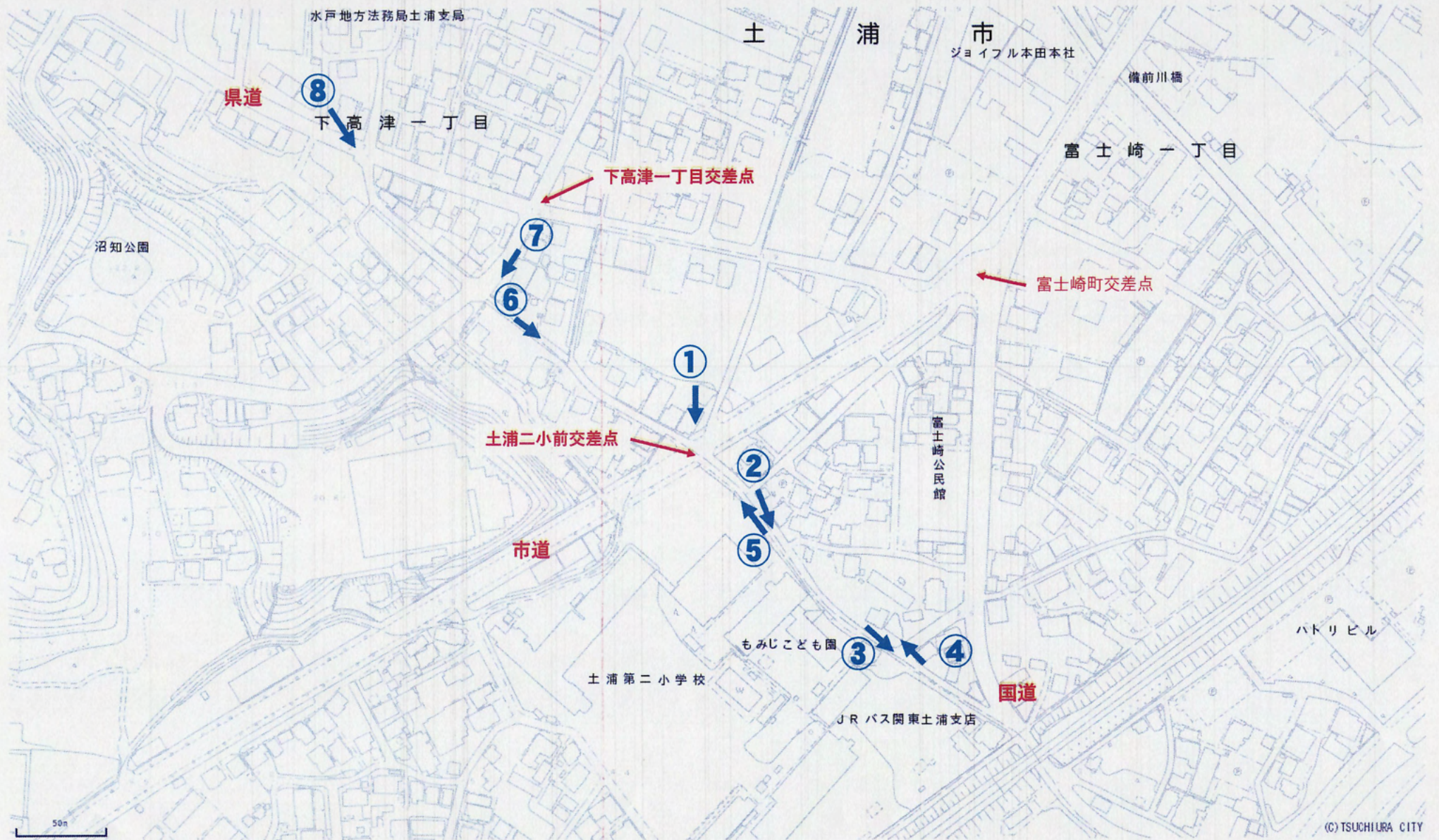
ハトリビル

JRバス関東土浦支店

50m

©TSUCHIURA CITY

現地写真撮影位置





③

富士崎二丁目1号線の

登校状況

交差点側から国道方

向を望む

歩行スペースが狭く、

側溝の蓋の上を歩い

ているのも不安。



④

富士崎二丁目1号線の

登校状況

国道側から交差点方

向を望む

道路標示が消えか

かっている。

歩行スペースが狭く、

側溝の蓋の上を歩い

ているのも不安。



⑤

富士崎二丁目1号線の
登校状況

国道側から交差点方
向を望む

道路標示が消えか
かっている。

歩行スペースが狭く、
側溝の蓋の上を歩い
ているのも不安。



⑥

下高津一丁目22号線
の登校状況

県道側から交差点方
向を望む

道路標示が消えか
かっている。

歩行スペースが狭く、
側溝の蓋の上を歩い
ているのも不安。



⑦

下高津一丁目22号線
の道路標識

7:30-8:15は指定進行
方向外となっている。
父母会が立っている
のは8:00までとなっ
ており、それ以降は
車両が進入し、規制
は守られていないの
が常態化している。
道路標示が消えか
かっている。



⑧

下高津一丁目22号線
の県道出入口

狭隘な道路であるが、
県道・市道への抜け
道となっており、相互
通行も困難だが交通
量は比較的多い。

平成27年度～令和4年度 土浦市内通学路点検箇所一覧表 ※令和5年3月時点

通し 番号	年度	点検日	学校名	路線名	危険箇所	危険箇所の状況	対策内容	進捗 状況	事業 主体	担当
80	R1	7月22日	土浦第二小	国道125号 県道123号 土浦坂東線	富士崎一丁目7-22付近 (富士崎町交差点)	国道と県道が交わる交差点であり、交通量が多い。緑石があるが、ガードレールが無いため危険。	道路紙縁石誘導標の設置及び区画線の書き直しを実施。	済	県	土木事務所
81	R1	7月22日	土浦第二小	I-24号線	富士崎一丁目11-27付近	横断歩道の先(アパート前)は緑石等の設置が無く、車が進入すると危険。	道路紙による運転手への注意喚起等、対応を検討。	済	市	道路課
82	R1	7月22日	土浦第二小	I-22号線	小松一丁目4番付近 (コープつちうら前交差点)	ガードレールが無いため危険。	ラバーポールの設置(横断歩道の幅が狭く、ガードレールの設置は困難)	済	市	道路課
						横断歩道の青信号の時間が短く、児童が横断しきれない。	横断歩道の青信号の時間を3秒延長。	済	警察	交通課
83	R1	7月22日	土浦第二小	I-24号線	富士崎一丁目1番41号付近 (土浦二小前交差点)	道幅が狭く、歩くスペースが狭い。登校時は交通規制により車両進入禁止となっているが、下校時は車両が通行するため危険。	<u>道幅の拡幅(道路の境界線上に家が建っているため、拡幅は困難。現状維持。)</u>	済 ?	市	道路課
							学校で注意喚起看板の設置場所を検討し、設置場所がある場合には、学校から生活安全課に連絡して看板を受領し、地権者等の承諾を得たうえで設置する。	済	市	生活安全課
84	R1	7月22日	土浦第二小	国道125号 県道48号土浦竜ヶ崎線 I-22号線	小松一丁目2番22号付近	道路の幅が広く、横断に時間がかかり、中央分離帯に児童が取り残されることが多い。交通量も多く、危険。	交通量を調査の上、信号機の設定が変更可能か確認(変更不可、現状維持)。	済	警察	交通課
							横断歩道の塗り直し。	済	警察	交通課
							児童がまとまって横断するようにするなど、当該箇所の横断の仕方について児童に指導。	済	市	学校

[会議一覧へ](#)[日程一覧へ](#)[トップへ](#)[ヘルプ](#)[発言一覧](#)[発言単位](#)[会議録](#)[発言単位](#)

発言者の発言を一覧表で表示します。

土浦市 令和4年 第2回 定例会 06月13日-02号

「全選択(全解除)」ボタン・・・発言一覧のすべての選択チェックボックスを選択(または選択解除)します。
「選択/付箋チェックボックス」、「発言種別/発言者プルダウン」・・・発言の絞り込み表示ができます。
「頁▶(◀)」ボタン・・・発言一覧の選択列、付箋列を非表示(表示)にします。
「全て開く(全て閉じる)」ボタン・・・全ての発言を表示(非表示)します。
「付箋アイコン」・・・対象の発言、または会議に登録されている付箋を表示します。
「▼(▲)」ボタン・・・対象の発言を表示(非表示)します。

[文字拡大](#)[文字縮小](#)[発言集作成](#)[全選択](#)[全解除](#)

発言一覧

選択	頁	発言種別	発言者	発言
<input type="checkbox"/>	▶	全て ▼	教育部長 (望月亮一君) ▼	<input type="button" value="全て開く"/> <input type="button" value="全て閉じる"/>
<input type="checkbox"/>	P.81	◎答弁	教育部長 (望月亮一君)	<input type="button" value="発言集にコピー"/> ◎教育部長 (望月亮一君) 矢口勝雄議員御質問の大きな2番、第二小学校地区の通学路の危険箇所について、お答えをさせていただきます。 通学路につきましては、昨年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童が死傷した痛ましい事故がまだ記憶に新しいところでございます。過去にも平成24年の京都府亀岡市で発生した事故をはじめ、全国で通学中の児童生徒等を巻き込んだ事故は後を絶たず、子供たちのかけがえのない命を社会全体で守っていくことは、最も重要なことと認識しております。 通学路の交通安全の確保につきましては、このような事故がきっかけとなりまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、策定しました実施要領等に基づき、緊急合同点検や定期的な合同点検が実施されるなど、全国的な取組が推進されてきたところございます。 本市の通学路の安全対策につきましては、平成27年2月に策定い

選択 <input type="checkbox"/>	頁 ▶	発言種別 全て ▼	発言者 教育部長（望月亮一君） ▼	発言 全て開く 全て閉じる
				<p>たしました土浦市通学路安全プログラムに基づき、市教育委員会、市長部局の関連各課、各学校やPTAのほか、警察署、県土木事務所など関係機関が連携し、各学校別で危険箇所を把握した上、合同で点検を実施しております。</p> <p>なお、点検を行う通学路につきましては、市内を各中学校区、八つのブロックに分けて、平成27年度から1年に2ブロックごとに合同で実施しております。点検開始から8年目に当たる今年度は、三中地区と六中地区を実施する予定としております。また昨年度は、この定期的な合同点検のほかに、八街市での事故を契機として、新たに示されました実施要領に基づき、従来の合同点検を補完する通学路の再点検を実施しております。現在市のホームページでは土浦市通学路安全プログラムと併せて通学路点検結果一覧表を公表しております。これは平成27年度から令和3年度までの7年間に実施いたしました合同点検及び昨年度実施しております再点検における危険箇所の状況や対策内容を取りまとめたものでございます。</p> <p>議員御質問の第二小学校正門前の市道につきましては、第二小学校児童のうち7割以上、約350人の児童が登下校時に利用しております。朝の登校時には保護者による立哨、また、下校時には教職員や地域ボランティアなどにより見守りを行っていただいております。しかしながら、現場は道幅が狭く、国道125号と県道123号、こちら土浦坂東線でございますけれど、この間の生活道路として比較的多くの車両が利用することから、本市といたしましても当該通学路が危険箇所であると認識をしており、通学路点検結果一覧表に点検の実施状況等を掲載してございます。</p> <p>第二小学校正門前の市道を、児童が登下校に通行する際の安全対策に関しましては、登校時間帯の朝の7時半から8時15分、この時間につきましては車両の進入禁止規制となっております。また、市では通行する車両に向けて学童注意やスクールゾーン等の路面標示によりまして注意喚起を図っているところでございます。加えて、合同点検の結果を受けて、国道125号に接する第二小学校付近の十字路から、国道125号と接する区間には、歩行スペースを明瞭化するためのグリーン帯を設置してございます。しかしながら、当該箇所はやはり道幅が狭いため、下校時間帯に車両が通行すると、歩くスペースが非常に狭くなりまして、危険な状況が発生する場面も見受けられるため、警察署へ継続した交通の取締まり及び警察官の警らの強化をお願いしているところでございます。</p>

選択 <input type="checkbox"/>	頁 ▶	発言種別 全て ▼	発言者 教育部長（望月亮一君） ▼	発言 <input type="button" value="全て開く"/> <input type="button" value="全て閉じる"/>
				<p>また、今回議員から御提案の一方通行などの交通規制でございますが、警察署のほうでは市民からの要望を受理し、その要望に基づき交通量の確認等、現場調査を行い、交通規制の必要性や妥当性と併せ、交通規制の基準に該当するか否かを検討いたします。その結果、基準に該当となった場合は、警察署から県警察本部に交通規制を上申し、県警察本部におきましてもさらに調査検討、また報告を行った上で、県公安委員会が交通規制の決定を行うこととなります。このようなプロセスを経ての交通規制となりますので、当該箇所につきましては警察署をはじめとする関係機関と十分に協議を行ってまいります。</p> <p>今後につきましても、通学路の安全対策につきましては、ふだんから登下校時の見守り活動を行っていただいている学校、PTAなど地域の皆様をはじめ、特に当該箇所につきましては警察署との情報共有を密にして、より一層の連携を図り、子供たちの安全を最優先に継続的に対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

[↑ ページ上部へ](#)

さんじゅう

ゾーン30プラス

～交通事故のない生活道路を目指して～

最高速度30km/hの
区域規制が実施されています！

この道路区域内には
物理的デバイスが設置されています！



歩行者の飛び出し等に
より一層の注意をお願いします！

抜け道としての利用は
ご遠慮ください！

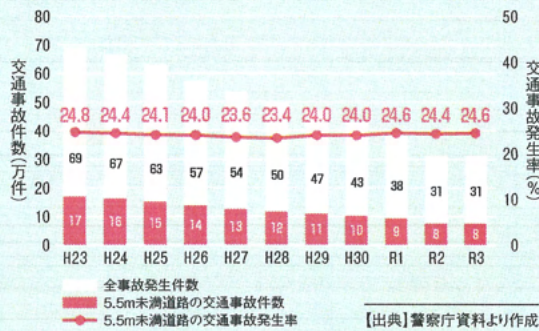
「ゾーン30プラス」の必要性

●生活道路における交通事故の発生状況

交通事故発生件数と車道幅員5.5m未満道路の交通事故発生率の推移

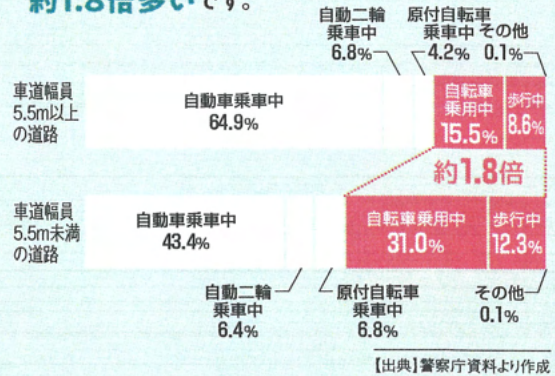
全国における交通事故(人身事故)発生件数は年々減少していますが、

車道幅員5.5m未満の道路における**交通事故発生件数の減少率は鈍化**しており、全事故発生件数に占める割合は横ばいで推移しています。



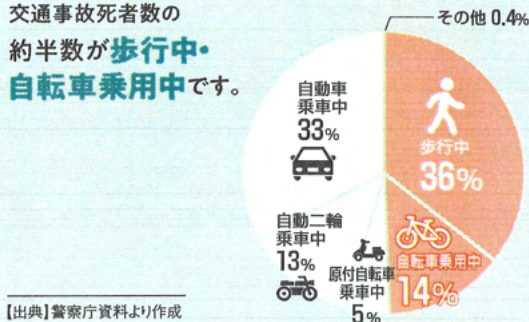
車道幅員別・状態別交通事故死傷者数(令和3年中)

車道幅員5.5m以上の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者の割合と比較して、車道幅員5.5m未満の道路は**約1.8倍**多いです。



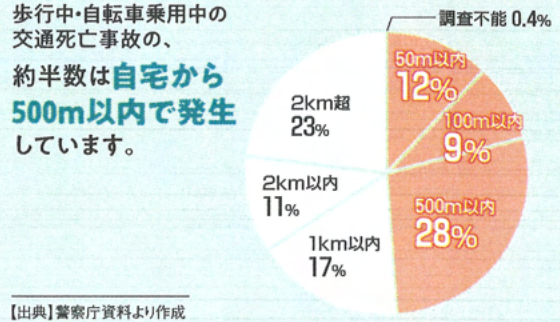
交通事故死者の状態別割合(令和3年中)

交通事故死者数の約半数が**歩行中・自転車乗用中**です。



自宅からの距離別死者数の割合(令和3年中)

歩行中・自転車乗用中の交通死亡事故の、約半数は**自宅から500m以内**で発生しています。

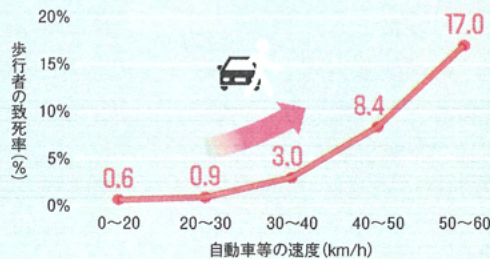


自動車等の速度と歩行者の致死率

自動車等の速度が30km/hを超えると、歩行者の**致死率が急激に上昇**します。

【出典】警察庁資料より作成

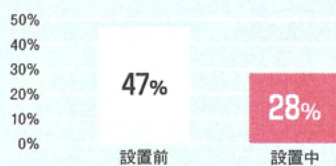
- ※1 「自動車等」とは、自動車、自動二輪及び原動機付自転車をいう。
- ※2 平成29年から令和3年までに車道幅員5.5m未満の道路の車路で発生した人対車両事故の分析による。
- ※3 致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。



●物理的デバイス設置による効果 (各地(36都道府県)で設置したスムーズ横断歩道の設置効果検証結果)

30km/hを超えて走行した自動車の割合

30km/hを超えて走行する自動車の**割合が低下**しました。



横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合


横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合の自動車の**停止・減速割合が向上**しました。



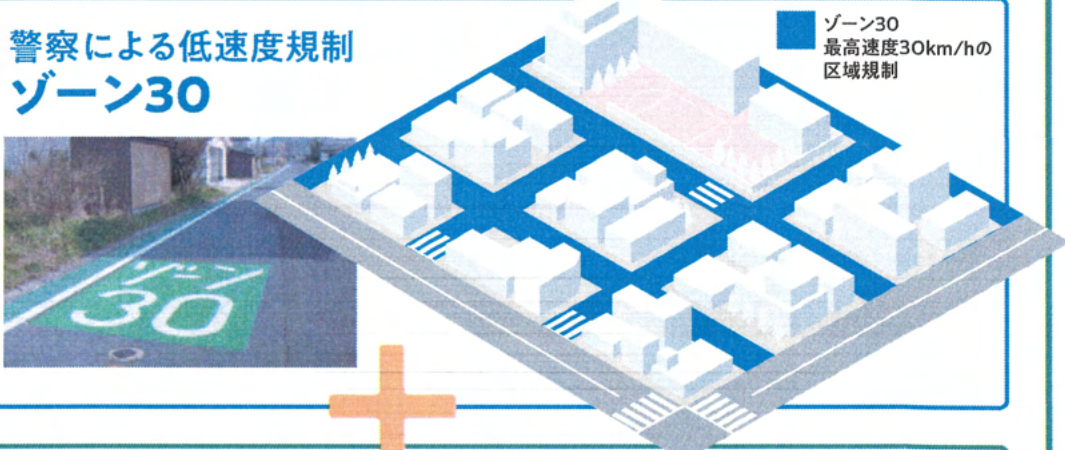
- ※1 「30km/hを超えて走行する自動車の割合」は異常値を排除するため最大・最小値から各2.5%の値を排除している(信頼区間95%)。
- ※2 「横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合」は歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合に進行した自動車を対象としている。

生活道路の新たな交通安全施策「ゾーン30プラス」

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」とハンプ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めています。



**警察による低速度規制
ゾーン30**



道路管理者による物理的デバイス設置

進入抑制対策



ライジングボラード

ボールを昇降させ、交通規制が実施されている時間帯等の車両の進入を抑制する構造物です。

速度抑制対策



ハンプ

路面をなめらかに盛り上げ、30km/h以上の速度で走行する車両の運転者に不快感を与える構造物です。



スムーズ横断歩道

車両の運転者に減速と横断歩行者優先の遵守を促す、ハンプと横断歩道を組み合わせた構造物です。



狭さく

車道の通行部分を局所的に狭くし、車両の速度を抑制する構造物です。




シケイン(クランク型)

一定区間の道路を直線的に屈曲させ、車両の速度を抑制する構造物です。

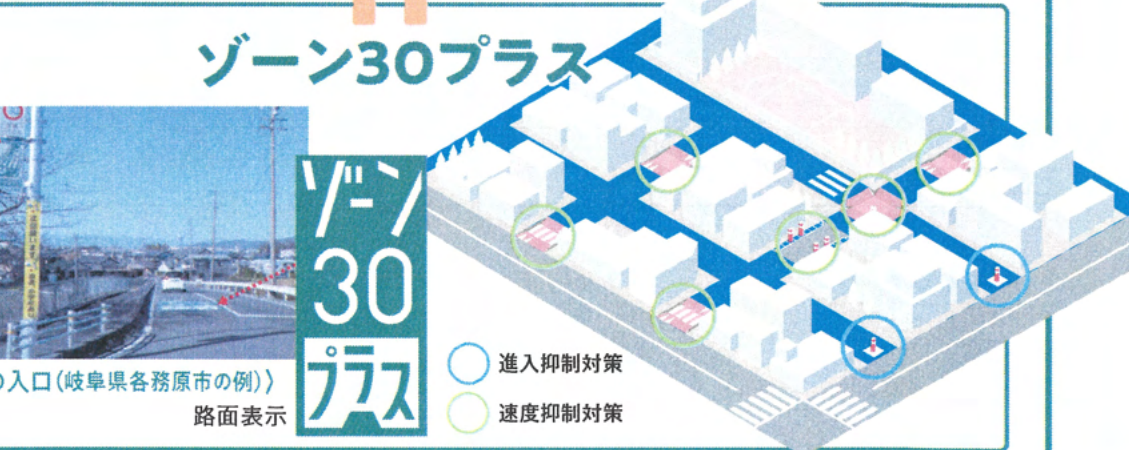


シケイン(スラローム型)

一定区間の道路をカーブさせ、車両の速度を抑制する構造物です。



**ゾーン30プラス
看板**



ゾーン30プラス

〈ゾーン30プラスの入口(岐阜県各務原市の例)〉
路面表示

取組事例 1

地域・警察・道路管理者の連携



スムーズ横断歩道設置状況

地域の課題の把握

- 田子町 町内の生活道路の合同現地地点検で、対策必要箇所を抽出
- 警察 県内では高齢者やこどもの事故が増加傾向

「ゾーン30プラス」 (候補)の設定

- 田子町 対策の必要性に関する議論が進められ、取組方針について、警察機動規制係、青森河川国道事務所(国土交通省)と意見交換
- 警察 住民の交通安全意識の高さや各学校施設が近接し効果が期待される点などから、田子町において「ゾーン30プラス」の取組を検討

「ゾーン30プラス」 整備計画の策定

- 田子町 地域安全推進協議会での意見交換や地域での合意形成を図るため「意見交換会」を開催(自治会への事前の個別訪問による説明も実施)
- 警察 機動規制係を中心に、地域等へ物理的デバイスの設置・交通規制効果等を説明

対策の実施

- 田子町 小学校前にスムーズ横断歩道を設置
- 警察 スムーズ横断歩道の完成に合わせて、交通安全指導及び広報を実施
- 田子町 中長期の対策案(狭さくの設置、歩道整備など)を立案
- 警察

対策の効果検証

- 田子町 田子町、警察、青森河川国道事務所が連携して、関係者ヒアリング等を実施
- 警察 今後、周辺住民や通学児童へのアンケート調査等も検討中

「ゾーン30プラス」 整備計画の改善・充実

- 田子町 地域の意見や事故発生状況等を踏まえ、引き続き、道路管理者と警察が緊密に連携し、PDCAサイクルに基づくゾーン30プラスの改善策の検討や充実を図っていく
- 警察 また、未実施の追加対策(狭さくや歩道設置等)も引き続き、推進していく

雪による迅速な合意形成

青森県田子町

ポイント 1 交通規制のプロの働きかけによるスタートダッシュ

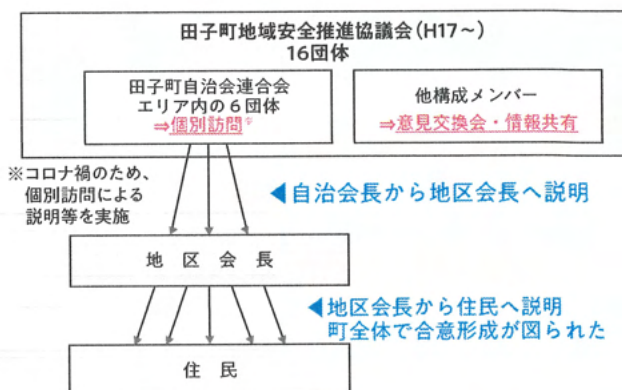
交通規制の専門知識を有する青森県警交通規制課の機動規制係が、所轄警察署や道路管理者に、ゾーン30プラスの推進について働きかけを行ったことで、関係者の理解が深まり、早期整備につながった。



機動規制係による道路管理者等に対する働きかけ状況

ポイント 2 既存の枠組みを活用した迅速な合意形成

交通事故防止等のために構成する既存の協議会を活用することで、迅速に合意形成を図ることができた。



ポイント 3 適時適切な広報によるマスコミ報道等を通じた効果的な情報発信

スムーズ横断歩道完成時に、所轄警察署が教職員や児童に対し交通安全指導を実施。新聞やテレビ等のマスコミに報道されることにより、物理的デバイスの効果等を発信できたことで、県内の他地区からの関心も高まった。



交通安全指導の様子

ポイント 4 冬期の維持管理も問題がないことを確認 (除雪作業等)

除雪作業を慎重に行う必要はあるが、現状において、大きな支障は出ていない。また、一冬を越えて、損傷や劣化等も生じていない。



除雪作業の様子

ゾーン30プラス整備に関する地域等の声

スムーズ横断歩道設置後は歩行者が見やすくなり、段差を通るときも思ったより衝撃が無かった。安全性が高まり、保護者や児童からも好評である。

学校関係者

冬季の維持管理を心配していたが、除雪作業も可能であり、損傷や劣化も生じていない。また、関係者が多岐にわたり、調整等が大変であったが、好評であり、やってよかった。

道路管理者(田子町)

物理的デバイス設置後の交通事故状況調査を行ったところ、事故は発生していない。

警察

取組事例 2

ビッグデータの活用による合意形成や



連続ハンプ設置状況(福岡県北九州市)



中央線の消去・狭く設置状況(福岡県古賀市)

地域の課題の把握

- 北九州市** ETC2.0のデータから、通過交通が多い箇所、速度超過箇所などを分析
- 古賀市** 古賀東小学校地区における、速度超過・抜け道利用などの課題を自治会等関係者から意見聴取
- 警察** ゾーン30整備前後の事故状況を分析した結果、歩行者・自転車に関する事故は全体と比べ減少率が低いことを確認

「ゾーン30プラス」(候補)の設定

- 北九州市** 通過交通が多い路線、速度超過路線にて、物理的デバイス設置候補箇所等を選定、可搬式のハンプ設置による実証実験を実施
- 古賀市** 課題への対策案について自治会等から意見聴取
- 警察** 既存のゾーン30の事故状況を精査し、事故が多い地区を抽出。物理的デバイス設置済の地区も含めて、道路管理者へ「ゾーン30プラス」の取組を働きかけ

「ゾーン30プラス」整備計画の策定

- 北九州市** 自治体会長や小学校へ計画説明・意見聴取、ハンプの単独設置のみによる効果を懸念する声を受け、追加対策(連続ハンプ)の実施で合意形成
- 古賀市** ゾーン30整備予定箇所について、自治会からの速度抑制対策への要望を踏まえ、物理的デバイス(狭さく)を整備することで合意形成
- 警察** コロナ禍で地元説明会が困難な中、地元区長を中心に資料等を活用し、個別調整を実施

対策の実施

- 北九州市** 小学校前の横断歩道をスムーズ横断歩道に改良、直線道路には4連続ハンプを設置し、地区の入口部には、看板・路面表示を整備
- 古賀市** 下り坂で速度が出やすい場所に狭さくを設置し、地区の入口部には、看板・路面表示を整備
- 警察** 既存のゾーン30路面表示を活かした路面表示整備、標識の重なりや柱の乱立防止(看板を1本の柱に集約等)などを道路管理者と調整

対策の効果検証

- 北九州市** ETC2.0データから、車両走行速度の抑制効果等を確認。自治体会長へのヒアリングから、車両走行速度低下等への実感の声や、走行時の騒音が気にならない点をなどを確認
- 古賀市** ETC2.0データから、車両走行速度の抑制効果等を確認。自治体会長へのヒアリングから、車両走行速度低下等への実感の声や、走行時の騒音が気にならない点をなどを確認
- 警察** スムーズ横断歩道の整備前後の車両走行速度等を国土交通省からの協力を得て定点カメラで検証

「ゾーン30プラス」整備計画の改善・充実

- 北九州市** 今後も地域の声を聞き、必要に応じて追加の交通安全対策を検討
- 古賀市** 効果を検証したうえで、他の通学路での導入も検討
- 警察** 地元区長の要望等を基に今後の対策検討

既存施設の活用による早期整備

福岡県北九州市・古賀市

ポイント 1 ビッグデータ活用と試験設置で合意形成

北九州市における地元協議の際に、ビッグデータ分析結果を活用し、対策の有効性をわかりやすく説明。また、ハンプの試験設置による、騒音等への懸念の解消や地域意見の収集により効果的な計画(連続ハンプ整備)を策定



ハンプの試験設置の様子

ポイント 2 効果を形で実感いただく早期整備

既存の「ゾーン30」エリアを中心に、更なる生活道路の交通安全の向上を目指して、既存の路面表示も活用し早期整備を実現



整備前



整備後

路面表示の整備状況

ポイント 3 広報により取組を他の地域へ拡大

道路管理者と警察が連携したマスコミリリースによるメディア広報や、警察によるホームページ上でのゾーン30プラス整備地区情報の紹介、保護誘導・啓発活動を展開

ゾーン30プラス整備地区を紹介する「ふくおか交通情報マップ」



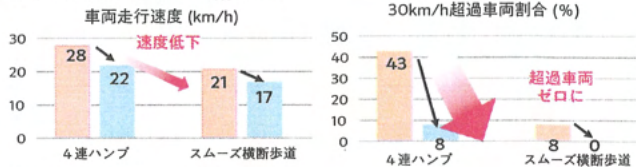
県警マスコットキャラクターによる保護誘導・啓発活動の様子



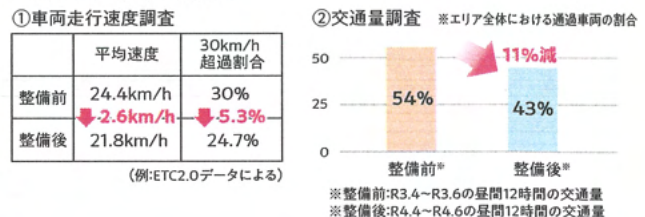
ポイント 4 連続ハンプ・スムーズ横断歩道の設置で効果発現

物理的デバイス整備後は通過車両の走行速度が低下し30km/h超過車両も大幅に減少するなど、整備効果が発現

●北九州市における整備効果



●古賀市における整備効果



ゾーン30プラス整備に関する関係者等の声

車両がハンプの手前で明らかに徐行している様子をよく見かける。走行時の騒音は全く気にならない。

地域住民(北九州市)

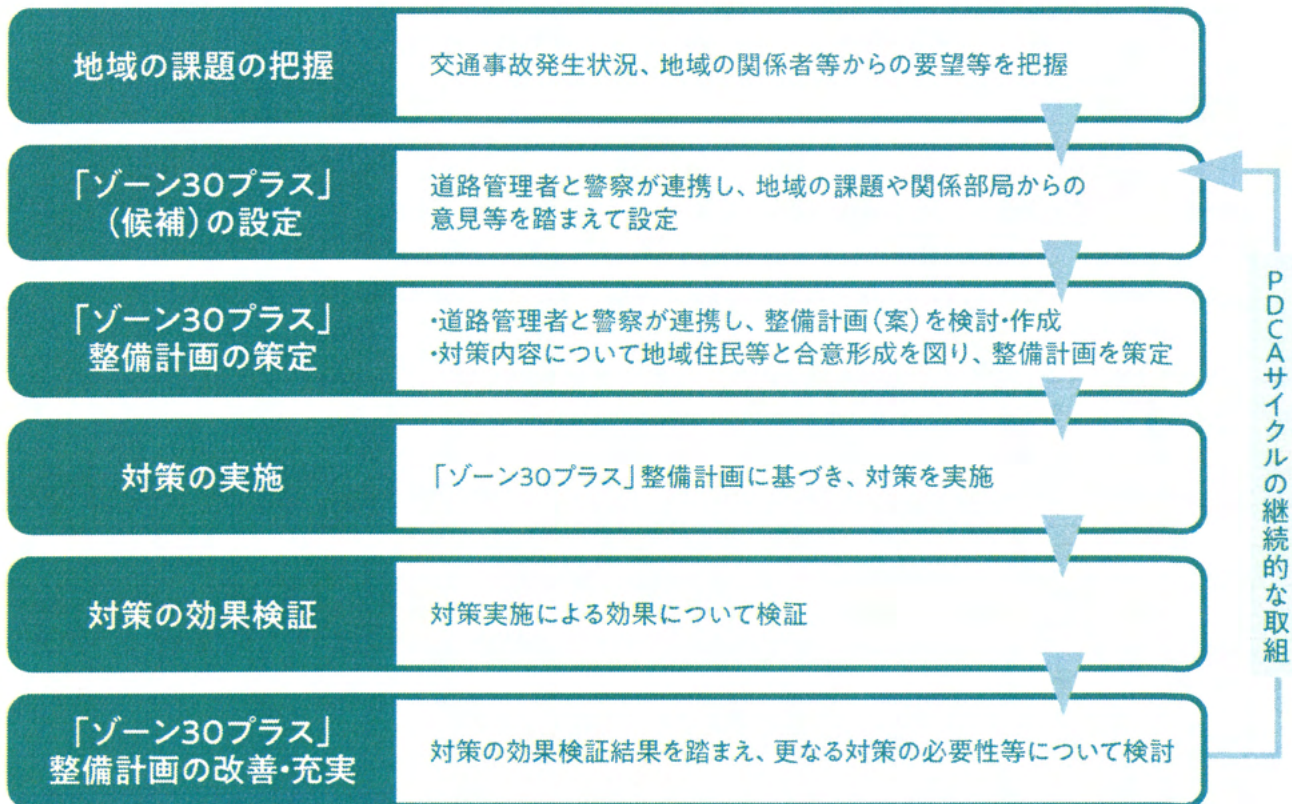
ビッグデータの分析結果のみには頼るのではなく、地域住民だからこそ把握している危険箇所も盛り込むことで、行政からの一方通行にならないように配慮。整備後の苦情などは無く、実際に現地様子を見ても速度抑制の効果がみられる。その他の地域でも、ハンプの設置要望が増えてきている。

道路管理者(北九州市)

今回の整備地区内における更なる物理的デバイスの設置や、各地区におけるゾーン30プラス整備地区拡大への要望が高まった。

警察

「ゾーン30プラス」の取組フロー (道路管理者・警察)



「ゾーン30プラス」に関するよくあるご質問

Q1 「ゾーン30」と「ゾーン30プラス」の具体的な違いは何ですか？

A1

「ゾーン30」は、警察(公安委員会)による最高速度30km/hの区域規制が主な対策でしたが、「ゾーン30プラス」では、道路管理者と警察が検討段階から緊密に連携しながら、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図り、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備に取り組むものです。

Q2 物理的デバイスを設置するとどのような効果が期待されますか？

A2

ハンプやスムーズ横断歩道は、30km/hを超えて走行する車両の運転者に不快感を与えることで速度や抜け道利用を抑制する効果が期待できます。また、スムーズ横断歩道を設置した箇所では、自動車が、横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者等へ道を譲る確率が向上することが確認されています。狭さくやシケンインは、道幅の一部を狭くしたり、カーブさせた形状としたりすることで、車両の走行速度や抜け道利用を抑制する効果が期待できます。

Q3 物理的デバイスを試験的に設置することは可能ですか？

A3

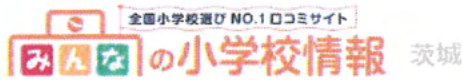
取り外し可能なハンプやロードコーン等を活用することにより、物理的デバイスを試験的に設置することが可能です。(国土交通省では、地方公共団体へ取り外し可能なハンプの無償貸与を行っています。)
なお、いずれも設置するには課題等がある道路の道路管理者に相談していただく必要があります。

「生活道路の交通安全対策ポータル」でも役に立つ情報を発信中

ゾーン30プラス



生活道路の交通安全対策ポータル <https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/anzen.html>



小学校受験・小学校選びに役立つ口コミサイト
掲載小学校数 **19,606** 校 口コミ数 **22,278** 件

みんなの小学校情報TOP >> 茨城県の小学校 >> 土浦第二小学校 >> 口コミ >> 口コミ詳細

土浦第二小学校

(つちうらだいにしょうがっこう)

茨城県 土浦市 / 公立 / 共学

口コミ: ★★★★★ 3.50 (2件)

小学校トップ

口コミ
(2件)

前の口コミへ

口コミ一覧へ

次の口コミへ



保護者 / 2012年入学

土浦第二小学校の口コミ

★★★★★ 3.0

2016年02月投稿

[方針・理念 3 | 授業 3 | 先生 - | 施設・セキュリティ 3 | アクセス・立地 1 | 保護者関係(PTA) 4 | イベント 4]

この口コミは投稿者のお子様が発願して5年以上経過している情報のため、現在の学校の状況とは異なる可能性があります。

方針・理念

方針・理念に添えない個人プレーの教師がでないよう常に意識付けをして下さい

授業

各学年のクラスでは楽しく授業を進める工夫をなされている先生もたくさんいらっしゃいます。

先生

まちまちです。。。

施設・セキュリティ

校舎は古いですが、耐震対策を兼ねてリフォームされています。体育館は今月から新体育館を使用。キレイです。グラウンドは狭く、駐車場が殆どありません。

アクセス・立地

通学路に危険箇所がたくさんあります。早急に改善をお願いしますと声を上げ続け既に10年以上経過しています。

保護者関係(PTA)

長期休暇を利用したイベントがもりだくさんです?

イベント

合唱コンクール二小の子供達の歌声は素晴らしいですよ。合唱部の活躍も然りです。

小学校について

※この口コミからすると、二小通学路の危険箇所は二十年近く、もしかしたらそれ以上放置されているのでは?

登下校方法

集団で徒歩

制服の有無

なし

給食の有無

あり

給食の詳細

地産地消や、ご当地メニューなど盛りだくさんです。

費用

公立なので、そんなもの。

入学について

志望動機

校区内のため

試験の有無

なし

トップ 小学校を探す 専門学校

ランキング

評判 授業 先生

茨城県の評判ランキング

竹園西小学校
★★★★★ 4.85 (6件)

稲荷第二小学校
★★★★★ 4.70 (3件)

友部第二小学校
★★★★★ 4.67 (3件)

4位 竹園東小学校
★★★★★ 4.60 (5件)

5位 友部小学校
★★★★★ 4.54 (6件)

もっと見る

おすすめの小学校

土浦小学校
近隣の学校です
★★★★★ 3.00 (2件)
茨城県土浦市 / 公立

下高津小学校
近隣の学校です
★★★★★ 4.25 (4件)
茨城県土浦市 / 公立

大岩田小学校
近隣の学校です
★★★★★ - (0件)
茨城県土浦市 / 公立

おすすめサイト

全国専門学校選びNO.1口コミサイト
茨城県の専門学校情報
みんなの専門学校情報は、日本最大級の専門学校の口コミサイトです。

全国大学選びNO.1口コミサイト
茨城県の大学情報
みんなの大学情報は、受験や口コミなどの情報が満載の大学検索サイトです。

茨城県の塾・予備校情報
塾ナビ
塾ナビは、学習塾や予備校を探している生徒や保護者のための受験校検索サイトです。

茨城県のおすすめの家庭教師検索サイト
家庭教師
家庭教師検索サイトは、日本最大級の家庭教師検索サイトです。

土浦市でもおすすめの安い車検情報
コードモブスターは、茨城県大洗の格安の安い車検サイトです。

土浦第二小学校の通学路の危険箇所における
公安委員会・警察署との連携に関する陳情書

趣旨

土浦第二小学校の通学路の危険箇所について、令和4年6月13日の市議会第2回定例会にて、教育部長が警察署への要請や協議について答弁されています。しかし、1年以上経っても取り組みの結果が明らかでなく、対策が実現されていません。継続的な対応をしていたとは思いますが、通学路の危険な状況はいまだ解消されていません。

公安委員会・警察署などの関係機関との連携に市が一丸となって取り組み、目に見える形で成果を上げていただくようお願いいたします。

陳情事項

1. 当該危険箇所での交通取り締まり及び警察官の警らを土浦警察署に要請
(朝の進行方向指定の時間、歩行者保護のための徐行義務(道路交通法第18条)、季節ごとや年末の交通安全運動などとの連動)
2. 当該危険箇所の一方通行化について、市の関係部署が一丸となって関係機関との協議を推進
(一方通行を実施する場所の要件として「車両の相互通行に十分な車道幅員がなく、安全と円滑を確保するため必要がある道路」「通過交通を排除する必要がある生活道路」に当てはまります。また、教育関係部署だけではなく、道路関係、生活安全関係などの部署も協力して協議を推進することをお願いいたします。)

令和 6 年 2 月 28 日

陳情者

住所：茨城県土浦市

氏名：

土浦市議会議長 島岡 宏明 殿

[会議一覧へ](#)[日程一覧へ](#)[トップへ](#)[ヘルプ](#)[発言一覧](#)[発言単位](#)[会議録](#)[発言単位](#)

発言者の発言を一覧表で表示します。

土浦市 令和4年 第2回 定例会 06月13日-02号

「全選択(全解除)」ボタン・・・発言一覧のすべての選択チェックボックスを選択(または選択解除)します。
「選択/付箋チェックボックス」、「発言種別/発言者プルダウン」・・・発言の絞り込み表示ができます。
「頁▶(◀)」ボタン・・・発言一覧の選択列、付箋列を非表示(表示)にします。
「全て開く(全て閉じる)」ボタン・・・全ての発言を表示(非表示)します。
「付箋アイコン」・・・対象の発言、または会議に登録されている付箋を表示します。
「▼(▲)」ボタン・・・対象の発言を表示(非表示)します。

[文字拡大](#)[文字縮小](#)[発言集作成](#)[全選択](#)[全解除](#)

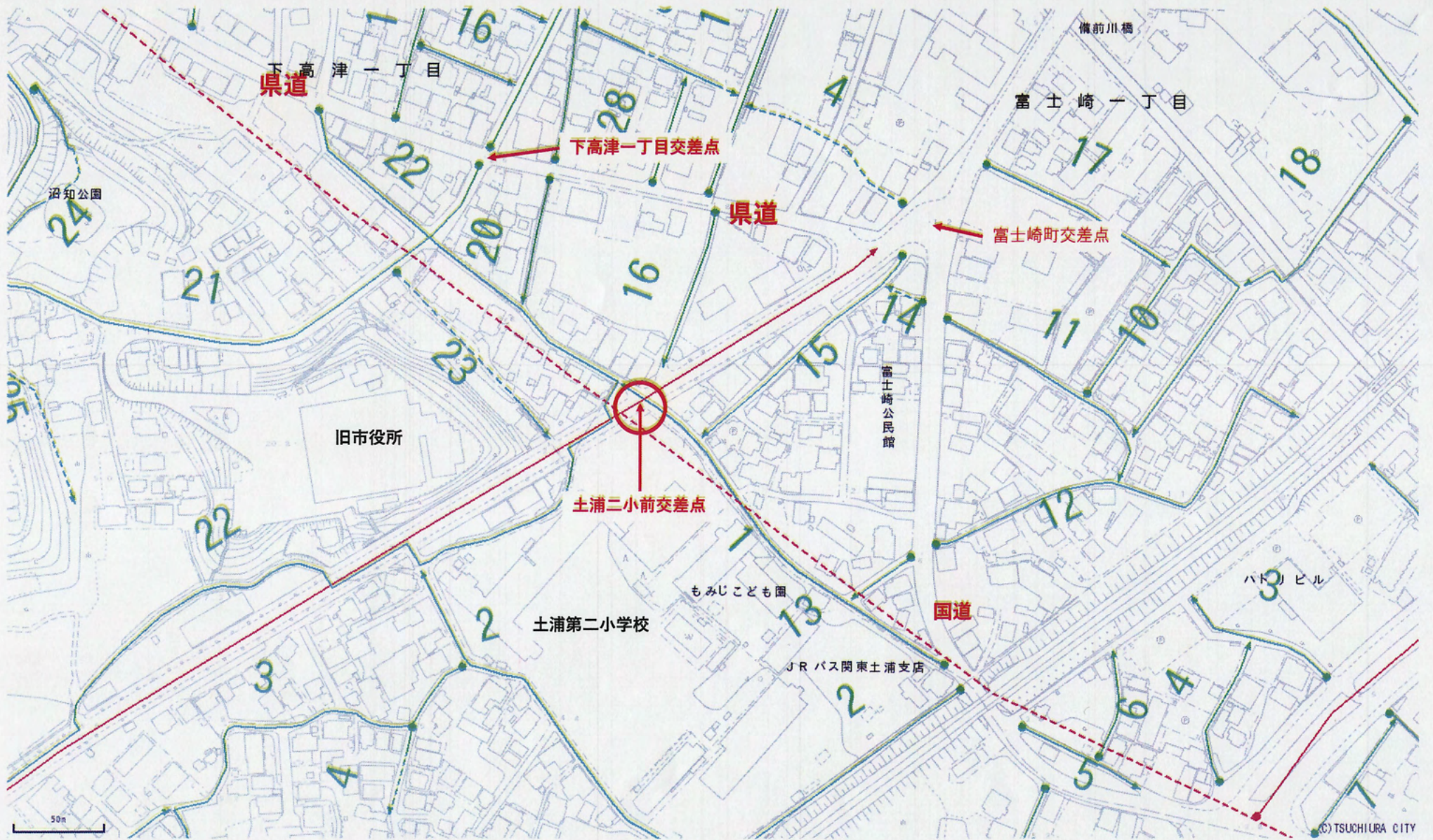
発言一覧

選択	頁	発言種別	発言者	発言
<input type="checkbox"/>	▶	全て ▼	教育部長 (望月亮一君) ▼	<input type="button" value="全て開く"/> <input type="button" value="全て閉じる"/>
<input type="checkbox"/>	P.81	◎答弁	教育部長 (望月亮一君)	<input type="button" value="発言集にコピー"/> <p>◎教育部長 (望月亮一君) 矢口勝雄議員御質問の大きな2番、第二小学校地区の通学路の危険箇所について、お答えをさせていただきます。</p> <p>通学路につきましては、昨年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童が死傷した痛ましい事故がまだ記憶に新しいところでございます。過去にも平成24年の京都府亀岡市で発生した事故をはじめ、全国で通学中の児童生徒等を巻き込んだ事故は後を絶たず、子供たちのかけがえのない命を社会全体で守っていくことは、最も重要なことと認識しております。</p> <p>通学路の交通安全の確保につきましては、このような事故がきっかけとなりまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、策定しました実施要領等に基づき、緊急合同点検や定期的な合同点検が実施されるなど、全国的な取組が推進されてきたところございます。</p> <p>本市の通学路の安全対策につきましては、平成27年2月に策定い</p>

選択 <input type="checkbox"/>	頁 ▶	発言種別 全て ▼	発言者 教育部長（望月亮一君） ▼	発言 <input type="button" value="全て開く"/> <input type="button" value="全て閉じる"/>
				<p>たしました土浦市通学路安全プログラムに基づき、市教育委員会、市長部局の関連各課、各学校やPTAのほか、警察署、県土木事務所など関係機関が連携し、各学校別で危険箇所を把握した上、合同で点検を実施しております。</p> <p>なお、点検を行う通学路につきましては、市内を各中学校区、八つのブロックに分けて、平成27年度から1年に2ブロックごとに合同で実施しております。点検開始から8年目に当たる今年度は、三中地区と六中地区を実施する予定としております。また昨年度は、この定期的な合同点検のほかに、八街市での事故を契機として、新たに示されました実施要領に基づき、従来の合同点検を補完する通学路の再点検を実施しております。現在市のホームページでは土浦市通学路安全プログラムと併せて通学路点検結果一覧表を公表しております。これは平成27年度から令和3年度までの7年間に実施いたしました合同点検及び昨年度実施しております再点検における危険箇所の状況や対策内容を取りまとめたものでございます。</p> <p>議員御質問の第二小学校正門前の市道につきましては、第二小学校児童のうち7割以上、約350人の児童が登下校時に利用しており、朝の登校時には保護者による立哨、また、下校時には教職員や地域ボランティアなどにより見守りを行っていただいております。しかしながら、現場は道幅が狭く、国道125号と県道123号、こちら土浦坂東線でございますけれども、この間の生活道路として比較的多くの車両が利用することから、本市といたしましても当該通学路が危険箇所であると認識をしており、通学路点検結果一覧表に点検の実施状況等を掲載してございます。</p> <p>第二小学校正門前の市道を、児童が登下校に通行する際の安全対策に関しましては、登校時間帯の朝の7時半から8時15分、この時間につきましては車両の進入禁止規制となっております。また、市では通行する車両に向けて学童注意やスクールゾーン等の路面標示によりまして注意喚起を図っているところでございます。加えて、合同点検の結果を受けて、国道125号に接する第二小学校付近の十字路から、国道125号と接する区間には、歩行スペースを明瞭化するためのグリーン帯を設置してございます。しかしながら、当該箇所はやはり道幅が狭いため、下校時間帯に車両が通行すると、歩くスペースが非常に狭くなりまして、危険な状況が発生する場面も見受けられるため、警察署へ継続した交通の取締り及び警察官の警らの強化をお願いしているところでございます。</p>

選択	頁	発言種別	発言者	発言
<input type="checkbox"/>	▶	全て ▼	教育部長（望月亮一君） ▼	<div data-bbox="958 180 1281 220" style="text-align: center;"><input type="button" value="全て開く"/> <input type="button" value="全て閉じる"/></div> <p data-bbox="958 240 1818 539">また、今回議員から御提案の一方通行などの交通規制でございますが、警察署のほうでは市民からの要望を受理し、その要望に基づき交通量の確認等、現場調査を行い、交通規制の必要性や妥当性と併せ、交通規制の基準に該当するか否かを検討いたします。その結果、基準に該当となった場合は、警察署から県警察本部に交通規制を上申し、県警察本部におきましてもさらに調査検討、また報告を行った上で、県公安委員会が交通規制の決定を行うこととなります。このようなプロセスを経ての交通規制となりますので、当該箇所につきましては警察署をはじめとする関係機関と十分に協議を行ってまいります。</p> <p data-bbox="958 547 1818 735">今後につきましても、通学路の安全対策につきましては、ふだんから登下校時の見守り活動を行っていただいている学校、PTAなど地域の皆様をはじめ、特に当該箇所につきましては警察署との情報共有を密にして、より一層の連携を図り、子供たちの安全を最優先に継続的に対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

[↑ ページ上部へ](#)



土浦市有明町,
桜町一丁目から桜町三丁目まで,
大和町における治安改善の為の
土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止
に関する条例についての陳情書



土浦市有明町，桜町一丁目から桜町三丁目まで，大和町における治安改善の為の
土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書

趣旨

茨城県の迷惑行為防止条例の特定地域にも指定されている

土浦市有明町，桜町一丁目から桜町三丁目まで，及び大和町において、
客引き行為は県の迷惑行為防止条例だけでは罰則も甘く、現行犯逮捕を繰り返している
茨城県警土浦署の努力も虚しく抑止効果が薄い為、付近を歩けばすぐに客引きが
声を掛けてくる無法地帯と化しています。

同様の事態に悩まされている千葉県と千葉市では県の制定する「公衆に著しく迷惑をかける
暴力的不良行為等の防止に関する条例」と共に

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を施行し客引き行為等を禁止しています。

県の条例では常習として客引き行為を行っていた場合は6月以下の懲役又は50万円以下の
罰金を課し、更に市の条例では市長からの勧告、命令、行う事が可能で更に
違反行為をした者に対して報告を求め、事務所や店舗に立入りをを行う事も可能で
拒否や虚偽の答弁をした者に関しては5万円以下の過料に処する事が出来ます。

また立入調査に対して正当な理由無く拒否や虚偽の答弁をした者の氏名及び住所や関係する
店舗等の名称を公表する事が出来る条例になっています。

つまり明確な県条例での罰則の適用が出来なくとも違反行為を行っていた事業所や店舗を
公表する事が出来、大きな抑止効果に期待出来る為、同等の内容かつ土浦市に合わせた
内容の条例を新たに制定する必要があると考えます。

陳情事項

・千葉市客引き行為等の防止に関する条例と同等の客引き行為を抑止する為の新たな条例
の制定をご検討頂きたいと存じます。

令和6年3月1日

茨城県土浦市

土浦市議会議長 島岡 宏明殿

千葉市条例第33号

千葉市客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、客引き行為等の禁止その他必要な事項を定めるとともに、客引き行為等の防止に関し、市が市民等、事業者等及び地域団体と協働して、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等平穩な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等平穩な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 事業活動を行う者又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、客引き行為等の防止に関し、市民等及び事業者等の意識の啓発を図る等の必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するために必要と認めるときは、千葉県、千葉県警察その他の関係機関、地域団体（市内に存する町内

自治会その他地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)等と連携を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、前条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努めるとともに、第3条第1項に規定する施策に協力しなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等を禁止する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ千葉県警察その他の関係機関及び指定をしようとする区域の地域団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止)

第8条 事業者は、禁止区域で客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならない。

(禁止区域における事業者が従業者等に行う指導)

第9条 事業者は、禁止区域内の道路、公園その他の公共の場所で従業者その他の者に事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(禁止区域における事業者からの申出等)

第10条 禁止区域において営業を行う事業者は、第7条及び第8条の規定に違反する行為をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

(禁止区域における市及び地域団体の協力)

第11条 市及び地域団体(禁止区域をその活動の範囲に含むものに限る。)は、禁止区域における客引き行為等の防止に関する取組を協力して行うものとする。

(勧告)

第12条 市長は、第7条又は第8条の規定に違反する行為(第22条を除き、以下「違反行為」という。)をした者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わず、かつ、本条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、第21条第1号の規定による過料の処分を受けた後に当該処分の原因となった違反行為と同様の違反行為をした者に対し、前条の規定による勧告を行うことなく、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、違反行為をした者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第15条 市長は、第13条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該命令に違反して行われた違反行為に係る店舗等の名称及び所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、正当な理由なく前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由なく同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは正当な理由なく同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者については、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 報告の求め又は立入調査若しくは質問の原因となった違反行為に係る店舗等の名称及び所在地

(3) 公表の原因となった事実

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前2項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の提供者への通知)

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた者の業務の用に供されている土地又は建物（その一部を含む。）を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

(土地等の提供者の努力義務)

第17条 禁止区域に所在する土地又は建物を他人に提供する者(転貸する者を含む。)は、当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。)の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を営業の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させるよう努めるものとする。

(関係機関への情報の提供)

第18条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、千葉県及び千葉県警察その他の関係機関に対し、客引き行為等を行った者に関する情報その他客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

(関係機関等への協力の要請)

第19条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、千葉県及び千葉県警察その他の関係機関並びに関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第13条の規定による命令に違反した者

(2) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第8条、第12条から第16条まで、第21条及び第22条の規定は、令和4年4月1日から施行する。